

全住協 第339号
平成27年2月6日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
専務理事 田村 仁人

「すまい給付金申請サポート」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から昨年4月1日より申請の受付を行っている「すまい給付金」について、未だ申請を行っていない方が一定数おられることを踏まえ、この度、「すまい給付金申請サポート（別紙1のフロー図参照）」を行うこととした旨の連絡がありました。

つきましては、会員企業の皆様には、お手数をお掛けいたしますが、別紙2の葉書（新築用・中古用）を引渡し後の住宅取得者に郵送又は点検等の機会に直接お渡しいただきますようご協力をお願い申し上げます。なお、必要な葉書の枚数は別紙3により、すまい給付金事務局に請求をお願いいたします。

また、別紙2「葉書（新築用・中古用）」は、協会ホームページ (<http://www.zenjukyo.jp/>) よりダウンロードするか全住協事務局へご請求ください。 敬 具

記

<葉書を郵送又はお渡しいただく時期の目安>

引渡しから概ね3か月後を目安としますが、定期点検等のタイミングにあわせてお渡しいただいても構いません。なお、最初は昨年4月～11月の引渡し物件を対象とし、その後は1か月ごとに実施していただきますようお願いいたします。（5%での引渡し物件は対象外です）。

- ・平成27年2月送付：平成26年4月～11月引渡し分
 - ・平成27年3月送付：平成26年12月引渡し分
 - ・平成27年4月送付：平成27年1月引渡し分
- （以下、毎月、引渡しから概ね3か月後に送付）

○問合せ先

- ・別紙内容について：すまい給付金事務局 TEL 0570-064-186
- ・全般について：住宅局住宅生産課 原口 TEL 03-5253-8111
(内線39-448)

* 別紙2の請求 (一社) 全国住宅産業協会 事務局 澁田、嘉屋本 (かやもと)
TEL 03-3511-0611
以 上

平成27年2月2日
事務連絡

「すまい給付金申請サポート」へのご協力をお願い

国土交通省住宅生産課

平素より住宅行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

「すまい給付金」については、消費税率引き上げによる住宅取得者の負担増を緩和するため、最大30万円（8%時）の現金を給付するものであり、昨年4月1日より申請の受付を行っているところですが、未だ申請を行っていない方が一定数おられると考えられます。

そこで、事務局において直接申請のサポートを行うため、「すまい給付金申請サポート（別紙1のフロー図参照）」を行うことといたしました。つきましては、住宅事業者のみなさまにおかれましては、別紙2の葉書を引き渡し後の住宅取得者様に郵送又は点検等の機会に直接お渡しいただきますよう、ご協力をお願いします。なお、必要な葉書の枚数は別紙3により事務局に請求ください。

○葉書を郵送又はお渡しいただく時期の目安

引き渡しから概ね3ヶ月後を目安としますが、定期点検等のタイミングにあわせてお渡しいただいても構いません。なお、最初は昨年4月～11月の引き渡し物件を対象とし、その後は一月ごとに実施していただきますようお願いいたします。（5%での引き渡し物件は対象外です。）

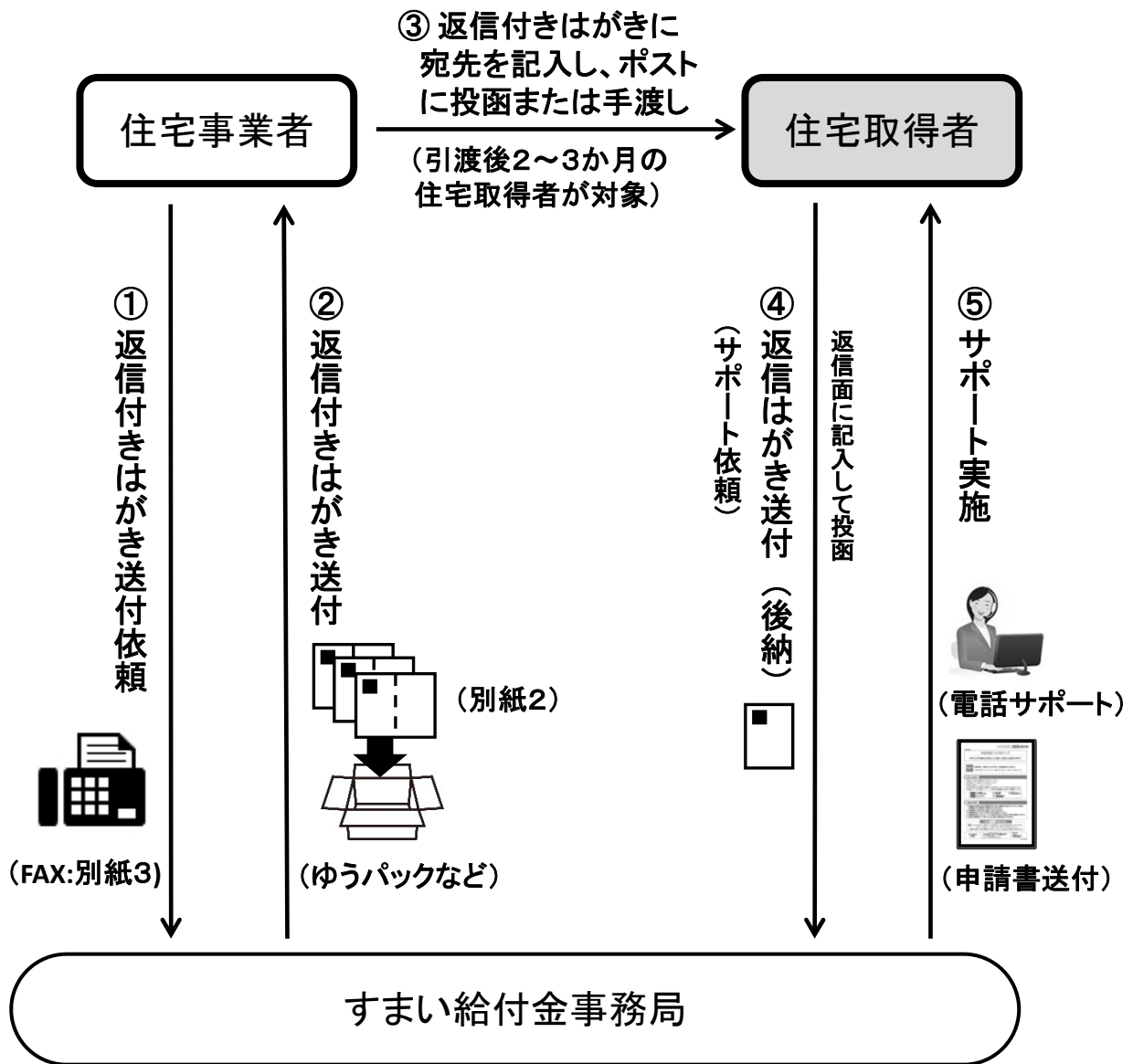
- ・平成27年2月送付：平成26年4月～11月引き渡し分
- ・平成27年3月送付：平成26年12月引き渡し分
- ・平成27年4月送付：平成27年1月引き渡し分
（以下、毎月、引渡しから概ね3ヶ月後に送付。）

○問い合わせ先

- ・別紙内容について：すまい給付金事務局 0570-064-186
- ・全般について：住宅局住宅生産課 原口 03-5253-8111（内線 39-448）

すまい給付金申請サポートの流れ

別紙1



すまい給付金 申請サポート返信付きはがきの送付に関するお問い合わせ先

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間: 9時~17時 / PHSや一部のIP電話からは 045-330-1904)

注)現時点での見本です。実際に送付するものと若干異なる場合があります。

●往信用 表(第1面)

●返信用 裏(第4面)

※ 郵送する場合は、住宅取得者の郵便番号・住所・氏名を記入してください

※ 郵送する場合は、御社の郵便番号・住所・会社名(支店名)・担当者名を記入してください

郵便はがき(往信)

52

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。
詳しくは、裏面をご覧ください。

国土交通省 すまい給付金事務局
※本状について不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください

差出人
※本状は国土交通省の依頼を受け、上記差出人が送付しているものです。

第1面

すまい給付金 申請サポート依頼【新築】

■問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?
 はい (アンケート終了) いいえ (問2へ)

■問2.ご自身を含め、取得された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか?(第2面の給付要件をご参照ください)
 はい (問3へ) わからない (問3へ) いいえ (アンケート終了)

■問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?
 はい (問4へ) いいえ (アンケート終了)

1. 申請書類郵送サポート | すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。

■問4.申請書類郵送サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)
 はい (問5へ) いいえ (アンケート終了)

■問5.持分保有者と住宅ローン契約*の有無について記入してください。
※住宅ローン契約*の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。
※当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

持分保有者の氏名		住宅ローン契約*の有無
(ご本人)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏 名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	氏 名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

2. 電話サポート | すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。

事務局からの電話を希望する方は右の口をチェックしてください。 **私は電話サポートを希望します。**
(第3面にご記入いただいた電話番号におかけします)

■問6.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか?(複数回答可)
 制度の内容 給付対象かどうか 申請方法
 その他 _____ 特に説明はなかった

00000000

第4面

住宅取得者様が記入して回答

※ 郵送により、お渡しする場合、事務局で切手を貼付したハガキを送付します。(直接手渡しにてお渡しする場合は、切手を貼付しません。) 送付依頼状(別紙3)に切手の要・不要それぞれの希望部数を記入してください。

注)現時点での見本です。実際に送付するものと若干異なる場合があります。

●返信用表(第3面)

●往信用裏(第2面)

郵便はがき(返信)

料金受取人払郵便

赤羽局承認

000

差出有効期間
平成28年00月
00日まで
(切手を貼らずに)
お出しください)

1 1 5 - 8 7 9 0

す
ま
い
給
付
金
事
務
局
返
送
係
行

000
赤羽郵便局
私書箱38号

〒
都 道 市 区 村
府 県 町 村

フリガナ
氏 名

電話番号
日中に連絡がとりやすい
電話番号を記入してください。

住宅事業者名

取得住宅の引渡月
平成 年 月 新築

※提出された給付申請書および確認書類をもとに審査を行います。
給付申請書等の送付は給付を約束するものではありません。
※「差出人」欄に記入がない場合や記入が間違っている場合は、給付申請書等の送付や電話をかけることはできません。

第3面

住宅取得者が
返信する際に記入

国土交通省からのお知らせ

すまい給付金は、消費税率8%で住宅を取得した方を対象に最大30万円が給付される国の公的な制度です。
以下をご確認いただき、返信用はがきに必要事項をご記入の上、ご返送いただくことで申請に関するサポートを受けることができます。
(本状は、本制度の対象となる可能性のある方の受給漏れを防止することを目的にお送りしています。既に申請済の場合や本状が複数届いた場合はご容赦ください。また、複数届いた場合は、いずれか一方をご返送ください。)

対象となる住宅

以下のすべてに適合する住宅が対象となります。
※ 住宅に関する要件については、住宅事業者にご確認ください。

- ✓ 自らが居住する
- ✓ 床面積が50㎡以上である
- ✓ 工事中の品質検査が行われている
(住宅瑕疵担保責任保険に加入、建設住宅性能表示制度を利用 等)

【住宅ローンを利用していない場合、以下も確認】

- ✓ フラット35S相当の性能を満たしている
(耐震性(免震住宅)、省エネルギー性、バリアフリー性等のいずれかに優れている住宅)
- ✓ 50歳以上である

給付額

収入に応じて決まる給付基礎額に持分割合を乗じた額が給付されます。
(すまい給付金は持分保有者ごとに給付されます。)

給付額 = 給付基礎額 × 持分割合

給付基礎額(税率8%時)

収入額の目安	都道府県民税の所得割額	給付基礎額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超 475万円以下	6.89万円超 8.39万円以下	20万円
475万円超 510万円以下	8.39万円超 9.38万円以下	10万円

※収入額はあくまで目安です。実際の審査は、市区町村で発行される課税証明書に記載される都道府県民税の所得割額をもとに行います。

ホームページ	http://sumai-kyufu.jp	要件や申請方法の確認・申請窓口の検索・申請書類のダウンロードなどができます。
お問い合わせ窓口	ナビダイヤル 0570-064-186 一部のIP電話からは 045-330-1904 (9~17時(土・日・祝を含む)/通話料がかかります)	要件や申請方法の説明・個別のご相談・申請窓口のご案内などを受けられます。
サポートセンター	各都道府県に開設 (上記ホームページで検索できます。)	対面で制度説明や申請書の記入方法のサポートなどを受けられます。

第2面

注)現時点での見本です。実際に送付するものと若干異なる場合があります。

●往信用 表(第1面)

●返信用 裏(第4面)

※ 郵送する場合は、住宅取得者の郵便番号・住所・氏名を記入してください

※ 郵送する場合は、御社の郵便番号・住所・会社名(支店名)・担当者名を記入してください

郵便はがき(往信)

52

国土交通省より「すまい給付金」のお知らせです。
詳しくは、裏面をご覧ください。

国土交通省 すまい給付金事務局
※本状について不明な点がございましたら、裏面のお問い合わせ窓口にご連絡ください

差出人
※本状は国土交通省の依頼を受け、上記差出人が送付しているものです。

第1面

すまい給付金 申請サポート依頼【中古】

■問1.既にすまい給付金の申請を行いましたか?
 はい (アンケート終了) いいえ (問2へ)

■問2.ご自身を含め、購入された住宅の持分保有者に給付要件に当てはまる方はいますか?(第2面の給付要件をご参照ください)
 はい (問3へ) わからない (問3へ) いいえ (アンケート終了)

■問3.すまい給付金事務局による以下の申請サポートを希望しますか?
 はい (問4へ) いいえ (アンケート終了)

1. 申請書類郵送サポート | すまい給付金の申請書および記入の仕方を郵送いたします。

■問4.申請書類郵送サポートを希望しますか?(第3面にご記入いただいた住所に郵送します)
 はい (問5へ) いいえ (アンケート終了)

■問5.持分保有者と住宅ローン契約*の有無について記入してください。
※住宅ローン契約*の有無によって申請様式が異なるため、確認しています。
 ※当該住宅に居住していない、収入が要件を超えている等、給付要件に当てはまらない方は記入不要です。

持分保有者の氏名		住宅ローン契約*の有無
(ご本人)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
他に持分保有者がいる場合	氏 名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	氏 名	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

*住宅取得のために金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入れをいいます。

2. 電話サポート | すまい給付金事務局より電話で申請方法の説明などをご案内いたします。

事務局からの電話を希望する方は右の口をチェックしてください。 **私は電話サポートを希望します。**
(第3面にご記入いただいた電話番号におかけします)

■問6.すまい給付金に関し住宅事業者から以下の説明はありましたか?(複数回答可)
 制度の内容 給付対象かどうか 申請方法
 その他 _____ 特に説明はなかった

00000000

第4面

住宅取得者様が記入して回答

※ 郵送により、お渡しする場合、事務局で切手を貼付したハガキを送付します。(直接手渡しにてお渡しする場合は、切手を貼付しません。) 送付依頼状(別紙3)に切手の要・不要それぞれの希望部数を記入してください。

FAX 03-6264-2396

すまい給付金申請サポート 返信付きはがき 送付依頼書

下記に記載の上、FAXにてお申し込みください。

すまい給付金事務局 御中

申込日 平成 年 月 日

【返信付きはがき送付先】		
会社名：		
支店名：	担当者：	
住所：〒		
電話：	FAX：	
【必要部数】		
対象引渡期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月	
新築住宅用	(切手が <u>必要</u> な部数) 部	(切手が <u>不要</u> な部数) 部
中古住宅用	(切手が <u>必要</u> な部数) 部	(切手が <u>不要</u> な部数) 部

※ 給付対象外であることが確定している方には、送付する必要はありません。

※ 新築住宅・中古住宅の別にご注意の上、郵送または手渡しにて住宅取得者にお渡しください。
(新築住宅・中古住宅を誤ってお渡しされますと、異なる申請様式が送付されてしまいます。)

※ 取得した個人情報、本依頼の事務に必要な範囲以外使用しません。

すまい給付金 申請サポート返信付きはがきの送付に関するお問い合わせ先

すまい給付金事務局 0570-064-186

(受付時間：9時～17時/PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904)